

(前文)

いじめは、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。このことに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、道徳教育の充実、未然防止、早期発見のための措置、相談体制の整備、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策などを重点的に挙げ、このことに対する本校の基本的施策について以下に示す。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ・「いじめは絶対に許さない」という認識を持つ
- ・「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こり得る」という危機認識を持つ
- ・「いじめられている生徒の気持ちを重視する」という受容精神を持つ
- ・「いじめられている生徒を最後まで守り抜く」という意識を貫く

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が本校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「自分よりも弱い者に対して一方的に」「継続的に」「深刻な苦痛」などの要素は含まない。

3 いじめの防止等のための具体的取組み**(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる教育****【体験活動の推進】**

- ・総合的な学習の時間をはじめ、多くの場面で体験活動を取り入れ、他の生徒や地域の方々、自然との関わりの中で協働の精神を育み、お互いに認め合い、助け合う心を育てる。
- ・ボランティアをしている方、地域の方などを巻き込み、道徳科の授業や体験活動においてゲストティーチャーを活用し、多くの方に支えられていることに気づかせるとともに、感謝の心を持つ場面を設定する。

【道徳教育の充実】

いじめの未然防止のために、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を推進し、規範意識を高め、自他共に大切にする心を育てる。

- ・道徳科の内容については、自主・自律・自由と責任、友情・信頼、公正・公平・社会正義、生命の尊さの項目を重視する。また、情報モラルに関する指導を充実するなど、中学生という発達段階に即した授業づくりに努める。
- ・道徳科においては、あなたならどうするかを真正面から問い、自分自身のこととして、多面的・多角的に「考え、議論する道徳」の授業へ改善する。
- ・学校の道徳教育について、保護者等に理解してもらい、連携して生徒を育てていくために、積極的に道徳科の授業を公開する。
- ・道徳教育推進教師を中心として校内での研修を推進し、道徳教育の大切さについて共通理解を図り、道徳科の授業の工夫、改善に取り組む。

(2) 学校評価

【いじめの防止等に関する取組みを評価項目に位置付け】

- ・教職員対象
生徒が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけることができた。
生徒の不適切な発言を聞いた場合、その場で注意・指導することができた。
- ・保護者対象
学校は、子どもの気がかりな事を相談しやすい体制を整えている。
学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取り組みを行っている。
- ・生徒対象
学校は、悩みや不安を相談しやすい体制を整えている。
いじめの行為を見聞きした場合、先生や保護者等に伝えることができた。

(3) いじめの未然防止

- ・分かる授業
生徒にとって授業が分かることは、学校生活における満足感を持ち、より良い人間関係をもたらすことに繋がる。このため、T Tやグループ学習、補充学習を設定して分かりやすい授業づくりに努める。
- ・総合的な学習の時間や学校行事において、縦割り集団活動を取り入れ、上級生が下級生に慕われ、下級生が上級生を見習う雰囲気づくりに努める。このような活動を通して、生徒の自己肯定感や自己有用感を高めることが期待される。
- ・体験学習の充実と言語活動の充実
少人数学級編制を生かし、学習活動の中に積極的に体験学習や言語活動を取り入れ、生徒の主体的な学びを促進し、自己表現力やコミュニケーション力を伸長する。

【いじめを許さない気運醸成】

普段から集団全体にいじめを許さない気運醸成を図るなど、児童生徒が傍観者にならないように、具体的な行動を起こすことや、児童生徒同士で支えあうことができる環境づくりに努める。また、障害のある生徒など特に配慮が必要な場合は、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

【インターネットを通じて行われるいじめの未然防止】

インターネットを通じて行われるいじめ（ネットいじめ）は、インターネットを介した生徒間のコミュニケーション行動から派生したいじめであり、学校外でのいじめともいうべき時間的、空間的、非対面性、匿名性という特徴を持っている。そのため、学校は、ネットいじめの特徴を理解し、実態を把握した上で、早期発見、早期対応を心がけ、家庭と連携協力して対策に取り組まなければならない。

- ・教職員は、携帯電話やインターネットの特性などについて、新しい情報を積極的に取り入れながら学び、自身の理解を深める。
- ・アンケートや聞き取りを通して、生徒の携帯電話、パソコンの保有状況、携帯電話、インターネットの利用状況を把握する。
- ・技術・家庭科、道徳科、学級活動等において、学年の系統性をふまえ、計画的に情報モラル教育を実施していく。

【SOS の出し方に関する教育】

生徒自身が危機的状況に対応し、自ら身近にいる信頼できる大人や相談機関への相談ができるよう、あらかじめその方法について周知しておく。

(4) いじめの早期発見

【自己チェックの活用】

いじめは複雑化、潜在化し、発見することが難しくなっているが、いじめを受けている本人からも、いじめている生徒からも、いじめのサインは確実に出ていと考えられる。そのサインを見逃さず、観察、情報収集等を通していじめを早期発見しなければならない。

- ・以下のことに注目して、生徒の言動、表情に変化がないか、学級の雰囲気はどうかを観察する。

- 元気がなく、表情が暗かったり、いつも一人でいるようになったりする。
- あいまいな理由の遅刻、早退、欠席がある。
- ぼんやりしていたり、そわそわしていたり、おどおどしていたり、周囲を気にしすぎたりする。
- なかなか教室に入らず、授業が始まってから遅れて入る。
- 持ち物が散乱していたり、机や持ち物に落書きがあったりする。
- 特定の生徒の言動に対して、周囲の無関心、笑いがある。
- 成績が急に下がる。
- 体の不調を訴え、保健室に来ることが多くなる。
- 物を持たされたり、いやな役割をさせられたりしている。
- 服の汚れ、体の傷がある。

- ・学級全体の雰囲気、白けた感じ、やる気のなさがないか、観察する。
- ・教師は、授業以外でも生徒と接する機会を多く持ち、積極的に声かけする。
- ・「つみかさね」に生徒が書く内容を吟味する。
- ・気がかりなことがあったらすぐ連絡するなど教師間の情報交換を密にする。
- ・定期的にアンケート調査を実施し、気がかりなことが出ていたら、すぐに状況を把握し、対応を検討する。
- ・保護者対象のアンケート調査も定期的実施する。
- ・年度当初にＱ－Ｕ検査を実施、分析し、その結果を学級経営に活用する。

【保護者に対する生徒の「心身の健康チェック」の実施】

保護者対象のアンケート調査を定期的実施するとともに、5月の家庭訪問や保護者会の際に聞き取りを行うなどして、早期にいじめを発見するように努める。

【相談体制の整備】

いじめの早期発見、早期対応にとどまらず、学校における教育相談は、教育活動の基盤となるものである。教育相談の大切さを自覚し、教育相談は、学校の教育活動全体を通じて、また全ての教育の様々な時と場所において、適切に行うことが必要である。

- ・きめ細かな教育相談をするためには、以下のようなことを通した、教師と生徒の信頼関係、あたたかな人間関係の構築がまず必要である。
 - 生徒に対して、あたたかい声かけをし、気軽に相談できる雰囲気を作る。
 - 生徒と笑顔で、積極的にコミュニケーションをとる。
 - 生徒とともに活動することを心がける。
 - 気がかりな生徒に対して、きめ細かな配慮をする。
 - 生徒が安心して発言できる学級、授業の雰囲気を作る。
 - 生徒の人間関係づくりに力を入れる。アサーショントレーニング、構成的グループエンカウンターなどを計画的に実施する。
- ・年度当初に、教育相談に対する目標や方針を定め、教職員全員が教育相談の意味や重要性を共通理解する機会を設けるなど、教育相談に対する教職員全員の認識を高める。
- ・校内体制の整備を通して、教育相談を組織的に行うために、教育相談担当を校務分掌上に複数配置する。
- ・スクールカウンセラーと十分な連携を図り、有効に活用する。年度当初、生徒全員がスクールカウンセラーと面談し、気軽に相談できる雰囲気を作る。気がかりな生徒の情報交換、支援方法について定期的に話し合うとともに、ケース会議等においては、スクールカウンセラーから専門家としての助言を得ることを通して、教育相談機能、カウンセリング機能の充実を図る。

【インターネットを通じて行われるいじめの早期発見】

- ・ネットいじめの未然防止、早期発見のために、生徒や保護者からの情報から危険信号を察知するように努める。

(5) いじめの事案対処

- ・「いじめ対応サポート班」による対応
 - 特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害生徒を守る。

- ・被害・加害生徒への対応
いじめを受けた生徒、報告した生徒双方の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導を行う。
- ・外部機関との連携
必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、警察や民生児童委員等に相談したり、連携を取ったりしながら早期解決に向けた最善の方法を講じる。

【インターネットを通じて行われるいじめに対する対応】

- ・誹謗、中傷の書き込み、個人情報流出、悪用、脅迫や暴言等の書き込みが発見された場合は、画面・日時・アドレスを記録した上で、管理者に削除を依頼する。関係機関への連絡、連携も図る。ネットいじめの被害を受けた生徒に対しては、心のケアをする、解決の方針を示すなど、迅速かつ適切に対応する。

(6) いじめの解消

- ・いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。
 - ① いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（3か月を目安）を経過していること
 - ② 被害生徒が心身の苦痛を受けていないことについて、本人及び保護者に面談等で確認すること

(7) いじめによる重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務）

- いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処をする。
- ・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告する。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関する指導方法を協議するため、「いじめ・生徒指導問題対策委員会」を常設し、定期的を開催する。

〔構成員〕 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、教育相談担当・・・毎月
養護教諭、スクールカウンセラー・・・毎学期

- 〔活動〕
- ・いじめ防止、いじめ問題対応の年間行動計画の作成、修正改善
 - ・年間行動計画を実践するための調整、支援
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と検証
 - ・情報交換、連絡体制づくり・記録
 - ・調査や面談などの計画的な実行と事後指導の支援
 - ・保護者への広報

(2) いじめ対応サポート班

〔構成員〕 教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、学年担当、養護教諭
部活動顧問、スクールカウンセラー・・・必要に応じて

- 〔活動〕
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・情報収集と確認
 - ・担任や顧問の支援（短期、長期ともに）
 - ・警察など外部機関との連携

いじめを許さない気運醸成 いじめを許さない気運醸成

いじめ防止等のための組織図

【様式2】

越前市武生第五中学校

いじめ対策委員会（常設）

校長

教頭

生徒指導主事

連絡：保護者、地域の人等

連絡：担任、部活動顧問、SC等

教務主任、教育相談担当、担任、養護教諭、スクールカウンセラー

- ☐ 学校基本方針に基づく取組を実施する。
- ☐ 年間基本計画の策定、実行のための支援、検証及び修正をする。
- ☐ いじめ、生徒指導上の問題について指導方針と方法を定める。
 - ① 生徒の保護など初動の指示 ② 情報収集と整理 ③ 担当と支援者の配置 ④ 考えられる事態をすべて想定し、対処策の用意 ⑤ 関係保護者への説明 ⑥ 他機関との連携
- ☐ いじめが疑われる場合は、速やかに対応サポート班を立ち上げる。
- ☐ 生徒同士の人間関係と信頼関係を再構築するための事後指導方針を決める。

外部人材

- ・ スクールカウンセラー
- ・ スクールサポーター
- ・ スクールソーシャルワーカー

関係機関

- ・ 教育委員会
- ・ P T A
- ・ 民生・児童委員
- ・ 警察 ・ 児童相談所 ・ 学校医
- ・ 地方法務局

報告

連絡

相談

窓口…生徒指導主事

認知

関係教員

※必要に応じて全職員で対処する。

生徒指導主事

いじめ対応サポート班（特設）

学年主任（担任）、教育相談コーディネータ、養護教諭、スクールカウンセラー 等

- ☐ いじめ・生徒指導問題対策委員会の指導方針、指導方法を共有する。
- ☐ 事実確認を行う。（②の確認と補充調査）
- ☐ 担当と支援者の役割分担とサポートを行う。（③）
- ☐ 事実確認により得られた事実・状況に応じて、対応策を決定する。（④の絞り込み）
- ☐ 関係保護者への対応、説明、協力依頼を行う。（⑤）
- ☐ 他機関と連携する。（⑥）※必要に応じて、いじめ対応サポート班への参加を要請する。
- ☐ いじめ・生徒指導問題対策委員会の事後指導方針を共有する。